

青森地方最低賃金審議会 第2回専門部会議事録

1 日 時 令和7年8月6日（水）午後1時30分～午後3時25分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委 員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原室長補佐	村山賃金係長

（事務局 室長補佐）

定刻より早いですが、お揃いのようなので、ただ今より、第2回青森県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、全員出席されておりますことを御報告いたします。

また、本日の専門部会、公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、8名の方から申し込みがなされ、本日、7名が傍聴されていることを報告します。

それでは、以降の議事進行は、石岡部会長にお願いいたします。

（石岡部会長）

それでは、よろしくお願いいたします。

専門部会では、これから具体的に金額審議に入っていくわけですが、昨日、目安の伝達というものがありました。

当部会といたしましては、労使双方のお立場から、それぞれのお考えを主張していただきながら、最終的には、双方合意の上で、何とか全会一致で青森県の最低賃金を決定できればというふうに思っております。どうぞ、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議題の1ですが、目安の伝達、ビデオメッセージですかね。事務局の方からお願いいたします。

（事務局 賃金室長）

本日は、最初に令和7年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低審議会の答申を踏まえた、地方最低審議会への中賃公益委員からのビデオメッセージを視聴していただきます。

例年は、本来、第2回のお話で、皆さんがいる中でこれは御覧いただくものでございますけども、急だったということで、ちょっと間に合わなかったということで、今日、上映とさせていただいておりますことを御了承いただきたいと思います。

（ビデオメッセージから音声が出ないため、上映不可）

調子が良くないようなので、これ、後回しにさせていただいて、議題の2から進めさせていただきたいと思っております。議題の2、資料説明でございます。

資料に入る前に、1つ、結審の状況をお話いたします。

昨日、栃木県が結審をしたということでございます。

金額としては、目安プラス1円 64円ということで、栃木はBランクということで、今の最賃が1,004円でございますので、64円上がって、1,068円になるということを全会一致で結審しているという情報がきています。1つだけでございます。

今日は、幾つかまた出ると思いますが、1つだけ結審をしたという情報でございました。

それでは、会議次第の次から入っております資料について、簡単に説明をさせていただきます。資料の1から5までにつきましては、これまで提出させていただいたものと同じものでございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

資料の6、ページにしますと11ページですね。

こちらが8月1日に当労働局が発表いたしました青森県の雇用失業情勢でございます。

有効求人倍率につきましては、先月から0.02ポイント上昇して、1.09倍となっております。

また、新規求人倍率は0.03ポイント上昇して、1.80倍ということでございます。

一番上に雇用情勢判断でございますが、こちらでは求人が求職を上回っている状況にあるが横ばいで推移していると。引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があるというふうにされているところでございます。

次に資料の7、28ページでございます。

令和7年3月、新規高等学校卒業者職業紹介状況でございます。

今年3月に卒業した高校生の状況でございます。

1枚目の枠で囲んである概況でございます。

1の就職希望者数は、過去最少ということになっております。

また、3の県内求人倍率につきましては、昨年より0.05ポイント減りましたけれども、過去2番目に多いということは、去年が一番高かったということで、4.54倍ということになっております。

この資料の2ページ目に県内求人倍率と県内就職率の推移がございます。

図表2、29ページの上の図でございますが、こちらを見ますと、先ほど説明させていただいたとおり、今年3月卒業者の県内求人倍率は4.54倍ということでございます。

また、県内に就職した方の割合は、今年3月卒で56.4%ということになっております。

資料の説明は以上でございます。

その後、37ページ以降は、来年度に卒業される予定の生徒の状況でございます。枠で囲んだ概況を見ますと、就職希望者数は過去最少。県内求人倍率は、2.51倍と、これも過去2番目の高い数字ということになっております。下の図表は、過去10年の推移のグラフでございます。

労働局で準備した資料は以上でございますが、今後、これから行います労使のお話の中で、今年度の青森県最低賃金改定についての基本的な考え方に係る資料、これを労使双方から提出いただきましたので、配付させていただいております。

なお、この資料は委員限りとさせていただいておりますので、傍聴の方については御了承いただきたいと思います。資料は以上でございます。

(石岡部会長)

今までのところで何か御質問等ございますか。よろしいですかね。そうすると、次に入っているんですかね。ビデオメッセージをちょっと。

(事務局 賃金室長)

ビデオメッセージは、出来次第ということで、省略ということにします。今日できるか、明日になるか。労使の意見表明をしていただいて、準備が間に合えば、今日、放映したいと思います。

(石岡部会長)

それでは、議題の3、金額の審議についてですけれども。

本日は、まず実質的な金額審議のはじめですので、まず労使双方から基本的な御意見を伺いたいと思っております。

お互いの意見を承知しておく必要があると思いますので、このまま、労使双方同席のままで行いたいと思います。

それでは、まず、労働者側から御意見をいただきましょうか。

(秋田谷委員)

それでは、私、秋田谷の方から説明をさせていただきます。

今日、前回と同じく、パワーポイントの資料で作成してきました。

まず、開いていただきまして、ページとしては2ページになります。

最低賃金を取り巻く情勢というようなことで、政府の基本方針をスライドの2番の方に記載しております。

一番最初の青で囲っている部分については、近年の目安審議においては、政府方針への配慮が求められているということでございまして、引き上げが実施された場合の対応についても政府の方では、既に認識をしているというふうな状況でございます。

その中で最低賃金関係部分の抜粋というふうなことで、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により影響を受ける中小企業、小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代で全国平均1,500円という高い目標に向けて、弛まぬ努力を続けるということでございます。

その2段落目、その下については、法定3要素のデータに基づきながら、審議をしながら、地域間格差の是正を図るというふうな方針が掲げられたということでございます。

スライドの3ページの方に移っていただきまして、この記載については、答申文に記載させていただきました。昨日、室長の方から読み上げて提案をさせていただきましたので、中身については割愛をさせていただきます。

目安額として、Cランク、青森県については64円、率にして6.7%というふうな目安が示されたというふうなことでございます。

その次、スライドの4ページ、現状認識であります。

この図については、国際的に見劣りする日本の賃金水準というふうなことで、四半世紀にわたり日本の賃金は停滞をしているというふうなこと、そして、右図については、1997年水準比で、20%以上増加していないのは、日本とイタリアのみだというふうな図になっております。

次、スライドの5ページになります。

最低賃金の水準と若者の転入超過率を記載させていただきました。

Cランク、秋田県が抜け落ちていたようですので、これは、明日、このスライドのページを新たに印刷をして、その場で説明をさせていただきたいと思います。

基本的にこの図というのは、20歳から24歳の転入超過が最も多いというふうなものを示した図であります。

次、スライドの6番になります。

これは、消費者物価指数の推移というふうなことでございますので、持ち家の帰属を除く、総合3.8%の上昇でありますし、生鮮食品を除く、生鮮食品及びエネルギーを除く総合も3.4%上昇しているというものでございます。

次のスライドの7番でございます。

地域間格差について記載をさせていただきました。

黒い線が、最高額に対する最低額の比率でございます。記載の2003年は、83.5%の割合だったものが、近年では81.9%になっていると。そして、最高額が緑の線、いわゆる東京都の最低賃金になります。赤が青森県の最低賃金ということで、依然として210円の開きがあって、地域間格差の是正には、なお課題が残されているんだというふうなことを記載してございます。

次のスライドの8番でございます。

都道府県別の平均賃金についてでございます。

賃金を見ていただくと、全国計いわゆる平均が330万4100円。これを上回ったのが、東京、神奈川、愛知、大阪の4都府県のみということでございます。最も高いのが、東京の403万7000円。

一方、青森県の部分については、平均賃金が、全国平均より70万5000円下回っていると。全国から下から2番目の水準ということでございます。

昨年、この表では、青森県、最下位でございました。今回、宮崎が259万8000円ということで、下から2番目にかわったというふうなことでございます。

次のスライドの9番でございます。

最低賃金引き上げ率と倒産件数の推移でございます。

左がその図になります。

棒グラフが倒産件数、そして青い折れ線が、最低賃金の引き上げ率になります。

右に増加をしているというふうに見えますけれども、倒産件数というは73件、昨年の倒産件数、前年比の17件増加というふうなことでありますけれども、これについては、過去最多、過去10年で最多の件数であったと。内訳を見ますと、物価高に加えて、人手不足やゼロゼロ融資の返済負担などが影響しているというふうなことでございます。

なお、2024年の倒産件数も上がっておりますが、長期のグラフで見ると、過去にはもっと多い時期もあったようでありますので、それほど大きな影響はないと思っております。

右の図は、これは、審議会でも示された資料の部分であります。2024年を見ても、一番の原因が販売不振によるものだというふうなことでございます。

次のスライド、10ページになります。

人材確保と定着と人への投資ということでございます。

これは、内閣府が実施をしました人手不足への対応に関する企業意識調査の部分をコピーしてきたものでございます。

人手不足に陥っている主な原因というのは、離職者や退職者の増加が最大の要因ということでありますし、その人手不足への対応策として、従業員の待遇改善を行う企業の割合が、特に増加をしているというふうなことでございます。

次のスライド、11ページになります。

よく審議会の場でも北東北3県との比較と言われますので、記載をさせていただきました。

地域別最賃については、皆さん御存知のとおりであります。昨年の改定によりまして、青森県が953円、岩手県が最下位を脱出して952円、秋田県が全国単独最下位となる951円でありましたけど

も、いずれもその差というのは、2円の範囲内ということでございます。

この3県の比較において、就業者数及び一人当たり県民所得が最も高いのが、青森県であるというふうなことが、この表で見えてくるとおもいます。

マルの3つ目であります。人口減少や高齢化の進行というのは、地域経済へ与える影響が極めて大きく、安心して持続的に経済活動を営んでいく上で、大きな障壁となり得るんだというふうなことでございます。

次のスライドの12番であります。

完全失業率と有効求人倍率の推移でございます。赤が有効求人倍率、青のグラフが青森県の最低賃金、オレンジの線が完全失業率の推移になります。

青森県の雇用情勢については、有効求人倍率が1番を上回る横ばい状態にあるというふうなことであります。

先ほど、資料説明の中でもありましたとおりに、昨年を上回る有効求人倍率だというふうなことでありますので、まだまだ人手不足感の状況が続いているというふうなことでございます。

人口減少や高齢化に伴って労働力人口が減少し、その中でも特に介護福祉、運輸などでは、人手不足が慢性化し、採用難が一層深刻化しているというふうに見られております。

失業率の関係でいきますと、3パーセント台という、横ばいに推移しているというふうなことから言うと、最低賃金の引き上げと、完全失業率との間に明確な相関関係は見られないというふうに思います。むしろ、賃金の底上げによる労働参加意欲の向上や、定着率の改善といった効果も指摘されているというふうなことでございます。

次のスライドに移っていきます。

この表は、目安額に対して、その目安額を上回る引き上げを行った県が、オレンジがその引き上げ額になりますけれども、オレンジのグラフを黒線で囲っているのが、目安にプラスを行った県というふうなことでございます。

この数というのは、47都道府県のうち、約57%にあたる27県が目安を上回る引き上げを実施している。

特に、地域間格差の是正を意識して、Cランクを中心に最低賃金の低い県ほど目安を大きく上回る引き上げを行う傾向になれたのは、このグラフを見てもお分かりになるというふうに思います。

次のスライドであります。

都道府県別カイツ指標の推移でございます。

この表については、労働者の給与、各年12月の比較でございます。

簡単に説明申し上げますと、カイツ指標というのは、最低賃金と、ここではパートさんの平均賃金に対して、どの程度の水準にあるのかを示す比率でございます。

指標が1に近いほど、最低賃金と平均賃金の差が小さく、最低賃金引上げが、実際の賃金に与える影響は大きいんだというふうなことでございます。

2024年12月時点のパート労働者のカイツ指標は、0.73から0.83の範囲になります。

全体的に最低賃金が、平均賃金に近い水準で支払われていることを示しているというふうなことでございます。

一方でということで、東京、青森、奈良、下からいきますと、奈良、青森、東京ですね。0.7を下回っておりまして、最低賃金の水準が相対的に低く、引き上げの影響が小さいというふうと考えられるというふうなことでございます。

次のスライドでございます。

ここからは、連合本部の最低賃金の取組方針の考え方について、説明をさせていただきます。

連合としては、2025 春闘の成果を最低賃金の引き上げに反映をさせながら、物価と賃金が持続的、かつ緩やかに上昇する賃上げと経済の安定成長を実現し、経済の好循環を目指しているというふうなことでございます。

左の方が、慢性デフレのサイクルということで、まず、左の真ん中から、一番左のところで見ますと、人件費は毎年不変なので、企業が価格転嫁の必要はないと。その結果、各企業は、毎年、商品価格を据え置く。で、消費者の生計費は毎年変わらずと。

その、また線で繋いでいる下の部分でいきますと、労働者は賃上げなしでも生活を維持できる。労使は生計費不変のもとで賃上げを言い出しにくいので、賃上げを要請せずというのが、これまで経済の環境であったと。

これを矢印で右の方に移っていただいて、企業は人件費の増加分を毎年、商品価格に転嫁をする。その上で各企業が、毎年商品価格を 2 % 引き上げる。消費者の生計費は、毎年 2 % 上昇します。労働者は、毎年 3 % の賃上げを要求するというふうな賃金と物価が、持続的かつ緩やかに上昇する健全なサイクルを目指すための 1 つとして考えているというふうなことでございます。

スライドの 16 番であります。

基本的な考え方としては、全都道府県で、1,000 円以上、これは目安が出された時点で 47 都道府県、全て到達をするというふうなことでございますし。

マルの 2 つ目、中期的に達成すべき目標、達成が 2 つですね。賃金の引き上げを図り、一般労働者の賃金中央値の 6 割水準を目指すというふうなこと。

マルの 3 つ目としては、地域別最低賃金の地域ごとの金額差が積み重なり、隣県や都市部への働き手流出などの一因となっていることから、地域間の格差縮小を目指すというのが、基本的な考え方でございます。

その背景として、3 つ挙げております。

まず、1 つ目が、全ての働く人のために、労使交渉を通じて獲得した労働条件を法定最低賃金の引き上げに繋げ、未組織労働者の労働条件向上へと波及させていくと。

2 つ目については、地域別最低賃金を 2024 年度の改定で、16 都道府県が 1,000 円に到達をしたと。連合が、当面の通過点としてきた誰もが時給 1,000 円の達成が射程範囲だというようなところ。

そして、3 つ目として、一方で一般労働者の賃金中央値と比較した地域別最低賃金の比率は、49.3%に留まり、いわゆる相対貧国ラインを念頭において国際的な水準からは、大幅に乖離しているんだというふうなことでの方針だというようなことでございます。

次のスライドの 17 番については、一般労働者の賃金中央値の 6 割水準を目指すといったシミュレーション図になります。このシミュレーションについては、相対的貧国ラインを念頭においた国際標準を意識したものになっていると。

簡単に説明しますと、2035 年には、想定する引き上げ率というのがあるわけでありまして、2035 年には、1,600 円から 1,900 円程度の引き上げを段階的に進めていきたいというのが方針ということでございます。

次のスライドでございます。

ここからは、最低賃金法の役割について説明をしてございます。

最低賃金法の基本的な役割というのは、働く人の生活と労働を守る仕組みだというふうに思っております。

法の目的としては、全て労働者が健康で文化的な最低限な生活を送れるよう、賃金の最低額を法

律で定めるものであると。対象は、全ての労働者。

意義と効果であります。労働者が最低限の生活を維持できるようにすること。次としては、過度な賃下げ競争を防止し、賃金の公正な競争を確保するとともに、過度な賃下げ競争を防止するんだということでございます。

その次としては、適正な労働条件で働く人の労働力意欲を高め、雇用の質向上の安定を図りたい。

その次に、現在の課題というふうなことで挙げさせていただきました。

まず、1点目としては、物価上昇と最低賃金のギャップでございます。

日々の暮らしに必要な品やサービスの価格上昇に伴い、実質賃金が低下をしていますよと。物価上昇のペースに比べて、最低賃金の上昇が追いつかないことで、労働者は最低の生活が維持できてきていない。その結果、消費が冷え込み、経済にも悪影響が及ぶ恐れがあると。

そして、2つ目としては、地域間格差の是正でございます。

物価が上昇している中で、最低賃金の低い地域では生活が苦しくなると。そして、地方の人口減少、過疎化の加速の一因にもなっていると。その結果、地域経済の縮小、高齢化の進展、医療・交通などのサービスの維持困難が予想されるというふうなことでございます。

次のスライドでございます。

最低賃金の決定に必要な3つの視点でございます。

いわゆる3要素と呼ばれるものでありますけども。

労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払い能力、この3つを考慮しながら決めていくというのが、最低賃金の決定の要素というふうになります。

「なお」のところで書いているのが、政府の方針やマクロ経済政策というのは、直接の法定要素ではありませんけども、目安審議や都道府県審議会の答申において、近年、強く意識される傾向にありますよということでございます。

3要素については、特段、ここでは説明しませんが、通常の事業の支払い能力だけで1点、説明させていただくと、個々の企業の支払い能力ではなく、地域で通常の経営を行う場合に期待される一般的な支払能力のことを言うということでもありますので、あまり下だけを見ても、上だけを見ても、判断を誤ることになるというふうなことでございます。

次のスライドが労働者の生計費について、スライドからは労働者の生計費について記載をしたものでございます。

グラフを見ていただくと分かります。

青森県の消費者物価指数が、対前年度で4.1%上昇。東京都の3.9%を上回っているというふうなことでございます。

この消費者物価指数の上昇というのは、いわゆる食料品や光熱費などの生活品の値上がりが主な要因であるということでございます。

次のスライド、21番については、これは労働局の出していただいた膨大な資料の中にもありました頻繁に購入する品目の値上げでございます。

購入頻度が高い食品などについては、生活に欠かせないものであり、物価上昇による家計への圧迫感は一層強まっております。とりわけ、最も深刻な影響を受けているのは低所得者層です。

次でございます。

主食であるお米の値上げでございます。

2016年から2025年5月までのものを、グラフにしてみました。

2015年の6月からは、若干、この金額については、全国の小売の平均価格を引っ張ってきたもの

でございます。

6月からは、備蓄米の放出が始まりまして、若干下がった、一時下がりましたがけども、皆さんも御存知のとおり、現状、日本各国で深刻な水不足が問題となったというようなことで、新米の不作などの懸念も高まっている中で、特に銘柄米などは引き続き高値で推移されているというふうなこと。

そして、米というのは日本人の主食であって、ほぼ毎日消費されるものであります。ものであることから、価格上昇は家計に直結する問題であると。

特に、子育て世帯や高齢者世帯など、固定的な消費が多い家庭では負担感が大きくなるということでございます。

次のスライドでございます。レギュラーガソリン価格の推移でございます。

今現在の小売価格、青森県のレギュラー価格でありますけども、170円というふうなこと。今現在は、政府の支援がありまして、小売価格が175円を超えないように、上限10円の補助を実施しているところでありますが、特に東京とか大都市圏は、一般の公共交通機関を利用して移動できるわけでありますけども、特に本県では、仕事をする際においても、病院に通うにしても、自家用車というのは欠かせないわけでありますので、この値上がりの部分については、相当負担が大きいということでございます。

なお、国会の方では、暫定税率の話もあるわけでありまして、それは、これからの課題でありますので、そこのところには、この場では触れません。

次が、労働者の生計費のエンゲル係数の関係であります。

これは、中賃の会議資料から持ってきたものであります。これを見ていただきますと、エンゲル係数の次の図の方を見ていただきますと、総世帯の中で、一番上の青い線が第1・十分位、いわゆる上から下までを10等分した時の一番、10番目の低い賃金層のところ、やはり31.1%というようなことで、高い水準になっているというふうなことでございます。

この高水準というのは、43年ぶりというようなことでもありました。

その次のスライドでございます。

これは、生活意識アンケートでございます。これは、日本銀行が行ったものでありまして、現在の物価が1年前と比べて「かなり上がった」「少し上がった」と回答した人の割合の計が、96.1%であったというふうなことでありますし、1年後のこれからですね、1年後の物価に対する見方については、「かなり上がる」「少し上がる」と答えた人の割合が、85.1%に達したというふうなことでございます。

また、1年前と比べた暮らし向きについて「ゆとりがなくなってきた」というような回答が51%でございます。

次のスライドであります。

青森県の最低賃金と生活保護の乖離でございます。

これは、昨年の資料としては、いわゆる最低賃金のグラフがあつて、下に生活保護のグラフがあつて、その乖離額が、乖離の幅が幾らあるかというものを、その乖離幅だけを抽出してグラフにしたものでございます。

乖離額が一番小さいのが、徳島県の341円。青森県が、乖離額が251円でございます。

青森県、昨年、確か最下位だったと思うんですが、今回は北海道、宮城に続いて、青森県は、下から3番目というふうなことでございます。

生活扶助基準、いわゆる生活保護というのは、地域の物価差を考慮して設定されていることから、最低賃金においても、地域差を是正し、更なる引き上げが求められるのではないか、でございます。

その次にスライドの 27 番になります。

これは、実質賃金指数の推移でございます。これは、先ほど、NHKで入った賃金指数 1.3%という出し方だったんですけども。これは、データの採るところによって若干変わってくると。このデータについては、毎月勤労統計調査、事業規模人数 5 人以上から持ってきたものでございます。

最新のもの、5 月のもので、実質賃金は、前年同月比から 2.6%減少、ということでございます。

連合による今年の春闘集計では、平均賃上げ率は、5.25%でありましたけども、近年は物価の賃金の伸びを上回る上昇が続いており、名目賃金がプラスとなっても、実質賃金はマイナスとなる結果になるというふうなことでございます。

次のスライド 28 になります。

青森県地域別最低賃金の水準について、比較をしてみました。

いずれも月額に換算したものでございます。

青森県の最低賃金、フルタイムで働いても、月額が 165,631 円、これ年収にしますと、1,987,572 円にしかないというようなことで、国が定めるワーキングプアの境界年収の 200 万を下回る金額となっております。

この金額でございますけれども、可処分所得を加えますと、表で見ていただくと、1 がそのまま、月額に直したものが 165,000 円。可処分所得は 139,000 円になるというふうなことでございます。

3 の、表の No. 3 が生活保護の試算ということで、これは、生活保護の自動計算サイトの単身世帯、20 歳から 40 歳までで計算をしてみました。これは、102,460 円、この金額は去年と変わらないと。

参考までに 4 ポツには、青森市における標準生計費を記載してございますし、青森県の No. 5 については、青森県年齢階級別所定内給与額、これは 19 歳までの部分。いわゆる低い層の金額をターゲットにして出したもので、男性については、173,000 円、女性については、171,300 円だというふうなことで、青森県の最低賃金の可処分所得と比較をしていただくと、どの程度の水準にあるかというのを表したかったというふうなことでございます。

次のスライドに移っていただきまして、青森県の最低生計費についてでございます。

この表については、連合で試算しているリビングウェイジというものでありまして、労働者が健康で文化的な生活を送るために最低限必要な賃金水準を独自に試算したものでございます。

簡単に言うと、1 日食費、3 食で 700 円からとか、そういうものを積み上げていった金額が、この金額になります。

青森県の単身者として生活する場合、1 時間当たりが 1,120 円、これを最賃比でいきますと、最賃の 953 円の 85.1%になっております。この 1 時間当たりの、1,120 円が必要とされております。

表の真ん中の方にあるんですが、自家用車を保有している場合について、1 時間当たり 1,430 円が必要であると。この金額がなければ生活が成り立たないというふうな試算がなされております。

次のスライドでございます。

労働者の賃金について、ここからは説明をいたします。

労働者の賃金、いわゆる賃上げ状況がどうなのかというふうなことでございまして、この表については、連合本部のものになります。

集計としては、1991 年以来、33 年振りの 5%であった側面を上回っている賃上げ率というふうなことで、具体的には 5.25%であったというふうなことでございます。

マルの 2 つ目、有期短期、短時間、契約等労働者の賃上げは、加重平均で、時給 66.98 円でありまして、昨年と比較をして 4.28 円、時給の引き上げ率は 5.81%で、一般組合員を上回っている状況でございます。

次のスライド 31 になります。

これは、連合青森の賃上げ状況の推移でございます。

今年の春闘の妥結状況については、データが残る 2003 年以降、又は現在の集計となった 16 春闘以降では、最も高い、賃上げ額は昨年を上回る 12,478 円と、過去最高額となっております。

有期・短時間などの非正規労働者の妥結については、時間額で 55 円、昨年は 59.4 円でしたので、若干下回っておりますが、昨年の引き上げが凄く高かったというふうな解釈をしていただければいいと思います。

率では、5.43%、昨年は、3.5%であったというふうなことでございます。

次が、通常の事業の支払い能力であります。これ、労働者として非常に難しいところであります。労働局でお示しいただいた膨大なデータの中にも様々ありますので、そちらの方でも判断をしていただければというふうに思います。

要は、労働分配率、内部留保は、積み上がる一方で、労働分配率は、低水準であるというふうな新聞報道がございました。その内容を右に起こしたものでございます。

これについては、お読み取りをいただければと思います。

次のスライドでございます。

全体の基調として掲載をしました。一番最初の括弧は、内閣府が発表しました月例経済報告でございます。景気について、通常政策による影響が一部に見られるものの、緩やかに回復。その次の部分については、景気動向指数というふうなことで、これは5月の景気動向指数、景気の判断の悪化というふうなことであります。

それぞれ記載をしておりますので、お読み取りをいただければと思います。

良いものも悪いものも含めて、そのまま載せているというふうなことでございます。

その次のスライドの 34 でございます。

青森県内の経済状況についてでございます。

県内の金融経済概況、これは、日銀の青森支店が7月18日に発行した全体感のものであります。

全部は読みませんけども、一番下の部分でいいますと、生産は横ばい、県内で推移している。雇用所得情勢は全体としては改善というような判断。

景気ウォッチャー、そして県内経済動向統計、これは東北財務局が発表したものであるというものであります。持ち直している、または横ばいの状況という判断でございます。

次のスライドの 35 番でございます。

人材確保における各種賃金水準でございます。

通常の事業者の支払い能力を考慮すべき指標として、短時間労働者の賃金やハローワーク、民間調査による募集賃金等も参考するべきであると考えます。

賃金水準としては、第2回審議会資料から、以下の6項目を抽出しました。その1つ目が、学歴別初任給でございます。月額で 173,200 円。

No.2 のところは、短時間労働者の女性の賃金、1 時間当たりの所定給与額が月額で換算しますと、195,000 円。

No.3 については、パート労働者の1求人当たりの募集人員平均額、1,089 円を、月額換算をしますと、189,268 円。

No.4 については、パートタイム労働者、1 求人当たりの募集賃金下限額 1,051 円を、月額換算をしますと、182,664 円になると。

第4表のCランクのパート労働者の産業系の1時間当たりの賃金が 1,125 円でしたので、これを

月額換算すると、195,525 円。

第4表の③、同じパート労働者の産業系の1時間当たりの賃金額が1,127 円でしたので、月額換算すると、195,873 円になるというふうなことでございます。

もう1つ説明を加えますと、上の四角括弧で囲んでいるマルの3つ目でございます。

令和7年度の賃金上昇率で見ますと、先ほど説明したグラフというのは、月額に直したものが入っておりますけども、学歴別初任給の賃金上昇率については5.16%。短時間労働者の女性については2.9%。パートタイム労働者の募集金額については4.3%。

第4表、②については4.1%。第4表、③については4.4%と、過去の引き上げ率を上回る結果になっているというふうなことでございます。

次のスライドに移っていただいて、一人当たりの給与でございます。

これは、企業の統計調査、財務省が発表した四半期別法人統計調査を基に、人件費を人数で除した一人当たりの給与額を算出したものでございます。

役員の引き上げについては、2024年の1月から3月期については、2025年の1月から3月期にかけて、1年後、2.1%増加をしているというふうなことでございます。

従業員については、同じ比較でいきますと、4.55%上昇していると。

こうしてみると、一般の従業員も給料がしっかり上がってね、という見方もできるわけでありまして。その一方で、役員給与に対する給与の比率は、約半分の54.7%に留まっているんだということに記載されております。

金額審議にあたっての考え方でございます。

基本的には、2ポツというようなことで書かせていただいておりますけども、最低賃金の全体水準が低く、地域間格差が大きい地域別最低賃金になっているんだというふうなことで、マルとして4つ書かせていただきました。

まず、マルの1つ目でございます。

現在の最低賃金は、年間2,000時間働いても年収200万に満たず、最低賃金法にある全ての働く者を対象としたセーフティーネットとしての機能は不十分である。

マルの2つ目でございます。

物価高騰が、高水準で続き、生活必需品の価格上昇やエンゲル係数が28.3%に達し、1981年以降で最も高い水準となる中、労働者の生計費を確保する必要がある。

マルの3つ目でございます。

地域間格差については、2002年の時間額統一時では、最高額と最低額の差が103円であったが、2024年度の青森県最低賃金が55円に引き上げられましたけども、未だに210円の開きがあります。

マルの4つ目であります。

深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ、地方部から都市部への更なる労働力流出に繋がり、地方の中小零細企業の事業継続や発展の厳しさに拍車がかかることは明白である。というふうな考え方でございます。

最後になります。労働者側委員としての主張になります。

まず1つ、経済の自立的成長に向けて、人への投資が不可欠であり、その重要な要素である最低賃金の引き上げ、労働生産性向上や労働者の定着に繋げること。

2つ、物価高騰が続く中で、これを受け、最低賃金近傍で働く者の暮らしは、極めて厳しくなっていくことから、生存権を確保した上で、適正な労働の対価を保証すること。

3つ、2025年春季生活闘争の歴史的な賃上げの流れを、最低賃金近傍で働く未組織労働者など社

会全体の賃金底上げに繋げること。

4つ、都市部より地方の有効求人倍率が高く、地方の中小零細企業では、大企業以上に人手不足感が強まっている現状を踏まえること。

5つ、地域間、男女間の格差是正を図り、人口流出抑制へ繋げること。

6つ、地域別最低賃金の絶対額の低さを解消し、国民経済への発展に寄与すること。

これを主張した上で、連合青森は、リビングウェッジ、これは先ほど資料の中で説明しました、青森県 1,120 円を2年で到達をするというふうなことに、食料品の物価上昇分、全国でいきますと、60.9 円になります。この 60.9 円になります。この3割程度にあたる 18 円を程度にあたる 18 円を加えた、101.5 円の引き上げ、本県の最低賃金額を 1,055 円とするように求めるということでございます。

ちなみに、101.5 円については、端数、四捨五入して、102 円で計算して、最低賃金額を、1,055 円とするように求めるというものでございます。

あと、参考資料ということで、これは新聞のコピーなんですけども、ここの内部だけのものなので、このまま掲載しておりますので、お時間がある時にでもお読み取りいただければと思います。

補足とかございませんか。

(中野委員)

ちょっと私の方から補足ですけど。先ほど 38 ページのところの主張のところにあたったの金額の内訳というか、考え方の部分ですけど。

まず1つ、最低賃金層の家計支出の中でも食料品の割合も大分高いというところもあります。特に非正規、あるいは単身、子育て世帯もそうですけど、家計の3割から4割以上が、食品関連の統計というところ、支出の割合もありますし、また、食料品の物価上昇については、最低賃金層にとって最も深刻な生活コストの増加だというふうに捉えております。

全国の消費者物価指数、とりわけ 2024 年 10 月から 2025 年 5 月の中央最賃の目安の答申の際にも出ている数値ですけども、プラス 6.4%という状況があるものですから、現在の青森県の最低賃金 953 円にその 6.4%を単純がけして、60.9 円という数字を出しております。

ただ、単純に、リビングウェッジ、先ほどの 1,120 円、83.5 にそのまま 60.9 円を乗せるということではなくて、最低賃金はあくまで時給ベースであるものですから、その支出の全体の内訳の中には、家賃、保険、税金、あるいは教育、それから医療、様々ありますけども、そういったものが単独でカバーしきれるものではないと思って認識しております。

よって、全ての物価上昇分を時給に直結させるのは、経済政策的にも過剰となる可能性もあるものですから、その物価上昇分は、あくまで参考値として強調しつつ、実際の引き上げ提案にあたっては、この物価上昇のうちの一部をカバーする形で評価というか、するのが妥当ではないかというふうに捉えております。

従って、この企業側の負荷では、経済への影響も配慮して、現実的な提案として、全体の 60.9 円の3割程度に当たる、プラス 18 円を物価対応分として、賃金引上げに組み込んだ上での 102 円というふうに補足説明させていただきます。以上です。

(石岡部会長)

ありがとうございました。それでは、引き続いて、使用者側から御意見をお願いいたします。

(小山田委員)

それでは、私、小山田から、皆様のお手元にございます、令和7年度青森県最低賃金改定についてということで説明させていただきます。

文章による資料でございますので、文章を読むような形になることを御了承いただきたいと存じますし、また、一部、既に労働者側の説明の中に被っているところもございますので、そこは一部省略させていただこうかと思っております。

まず、「1 はじめに」ということとございます。

世界経済はコロナ禍後の経済活動再開による需要増大等によって、大きく上昇したエネルギー原材料確保を要請するために、各国が金融引き締めを実施し、物価が比較的安定する中で、底堅く推移しております。

先行きにつきましては、中東地域等における地政学的な緊張の高まりによるエネルギー原材料価格の高騰と、それに伴う物価の急速な上昇、貿易面で予見性の低下などが、成長の押し下げ要因となり得るということでございます。

我が国経済は、実質GDPが2024年4月から6月期以降、4四半期連続で前期を上回る水準で推移するなど、緩やかに持ち直してきております。

このような状況の中、県内においては、原材料高騰の影響や物価価格転嫁の遅れなどにより、中小企業の収益が圧迫される傾向にあり、当協会の会員アンケートでは、景況感は、全体で改善しているものの先行きは、原材料費、仕入れ価格の高騰、人件費の上昇等により悪化する見通しとなっております。

また、本県の2024年平均有効求人倍率は、1.11倍と前年より0.07ポイント低下しておりますけれども、会員アンケートでは、先行きは人手不足の割合が高くなる見通しとの厳しい状況が報告されているところでございます。

日本銀行が四半期ごとに発表しております、企業短観、6月調査でございますけれども、全規模、全産業の業況判断DIにつきましては、直近の令和7年6月期におきましては+15ということで、前期、3月期と同じ状況です。

コロナ禍前の、令和元年12月期のプラス4を大きく上回っているという状況にあります。

さらに6月期のDIを企業規模別にみますと、大企業は+23、中堅企業は+19、中小企業は+10というふうになっておりまして、規模が小さいほど、相対的に厳しい状況にあります。

特に中小製造業では+1となっているほか、企業規模に関わらず、業種によってばらつきが目立っております。

このように大企業を中心に総体としては、景気回復傾向にあるものの、業種によってばらつきが多く、特に中小企業を取り巻く環境は、冒頭に述べた国際情勢の不透明感や日米合意に基づく新たな関税措置に伴う各種影響と先行きの不安、懸念が払しょくできていない状況にあります。

本県を含む多くの中小企業、小規模事業者は、原材料などの上昇価格を取り引き価格へ転嫁することが遅れているほか、過去最高となる最低賃金の大幅引き上げ、社会保険料の適用範囲の拡大などによる負担増により、一段と厳しさを増してきております。

経済動向等についてでございます。

まずは国内でございます。

内閣府の月例経済報告、6月11日の発表によりますと、景気は緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感が見られるというふうにしております。

個人消費につきましては、消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用、所得環境の改善の動きが

続く中で、持ち直しの動きが見られるとしております。

以下、設備投資は持ち直しの動き、輸出は持ち直しの動き、生産は横ばい、企業収益は改善しているというふうな状況でございます。雇用情勢は、改善の動きが見られる、消費者物価は上昇しているというふうな評価でございます。

先行きについてで、ございますけれども、雇用所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっていると。

加えて、物価上昇の継続が消費マインドの下振れ等を通じて、個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっていると。

また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要があるというふうにしているところでございます。

次に、中小企業庁、中企庁が6月30日に発表した第180回中小企業景況調査によりますと、今年、2025年4月から6月期の全国の全産業業況判断D I、御承知のとおり、3か月前の前期と比べて業況が「良い」から「悪い」と答えた割合を引いた値の前年度同期比でございますけれども、3か月前の前期と比べまして、5.1ポイント増の-16.3ということで、4期振りの上昇をしたということになっております。

業種別では、製造業の業況判断D Iは、前期に比べて2.9ポイント増の-17.9、これも4期振りの上昇ということでございます。

非製造業についても、同じく-15.8と4期振りの状況となっていると。

全産業の従業員数過不足D Iでございます。

企業が感じる従業員数の過不足を数値化したものでございまして、過剰企業から不足企業の割合を引いた値でございます。前期比で、0.6ポイント減の-23.0と、2期振りに人手不足感が強まったというふうにしているところでございます。

その下、全産業の原材料消費仕入れ単価D Iでございますけれども、これにつきましても、仕入れ単価が上昇と答えた企業から、低下と答えた企業の割合を引いたものでございますけれども、これが70.8ということで、3期連続して上昇しているところでございます。

そして、その下、日本銀行仙台支店の6月調査、短観でございますけれども、これにつきましては、東北6県の企業の景況感を示す全産業の景況を判断指針としまして、前回、3月調査から1ポイント改善の+6となっております。製造業については2ポイント改善の-1、非製造業は変わらず+10というふうなところでございます。

そして、青森県内でございます。

本県企業の現状でございますけれども、御案内のとおりでございます。本県の企業数、2025年中小企業白書、附属資料によりますと、これは、2021年の経済センサスのデータでございますけれども、青森県全体で35,929社中、中小企業が35,887と、99.9%が中小企業だということでございまして、そのうち、小規模企業、5人以下であったり、20人以下であったりというところですけども、小規模企業が30,741社、85.6%というふうなことになっているところでございます。

併せて、常用雇用者の数でございますけれども、青森県全体で261,665人中、89.8%、235,089人が中小企業の方でございます。

東北では、企業数は、宮城、福島に続き3番目でございます。常用雇用者数も宮城、福島に次いで、これも同じく3番目というふうなことでありまして、東北の中では3番目の数字といたしますが、規模でございまして、地域経済を支える礎となっているというふうに評価していただいております。

次に民間調査機関が7月の2日に発表しました、今年の上半期、1月から6月までの県内の企業

倒産状況でございます。

倒産件数でございますけれども、前年同期比 12 件増の 43 件、負債総額は 70 億円余りというふうなことで、前年度から 30 億円余り増えているというふうな状況でございました。

倒産件数については、40 件以上というのは、16 年振りというふうなことで、価格転嫁力が弱い中小零細企業の倒産が目立っているというふうに調査機関では評価しております。

業種別では、建設業、製造業、サービス業が、各県で倒産件数が最多でございます。直近の 6 月の県内企業倒産件数でございます。7 月も、今、出たようでございますけれども、このペーパーでは 6 月の県内企業倒産率、件数については 5 件、負債総額は 2 億 7800 万円となっております。

民間調査機関では、先行きにつきまして、物価高や人手不足、ゼロゼロ融資の返済負担などが重なり、県内企業は体力を消耗している。今後も規模の大小にかかわらず倒産件数は増える可能性が高いというふうにコメントしております。

本県の状況というふうなことで、日本銀行青森支店が、7 月 1 日に発表しました県内の短観でございます。6 月調査でございますけれども、下線の部分だけ読みます。

企業の景況感を示す業況判断 D I は、全産業でプラス 3 になり、前期 3 月比にポイント上昇、2 ポイント上昇で 3 期ぶりの改善となっております。

製造業は、前期比 7 ポイント上昇の -9、これも 3 期振りの改善というふうなことでございます。

非製造業は、1 ポイント下落しております、+9 ということで 2 期連続の悪化ということに。

製造業では、食料品が 10 ポイント上昇の -28。

宿泊、飲食、サービス業は、20 ポイント増の +20 というふうなことでございます。

一方で、建設業、卸売業等が減というふうなところで、業種によって明暗が分かれております。

来期の全産業の業況、業務判断 D I は、1 ポイント増の +4 に改善する見通しというふうにしております。当時点では、青森県の景気は緩やかに回復すると見られるが、各国の通商政策、所得改善の効果、消費者の節約志向の強まり等に注意が必要。

その次の②につきましては、先ほども労働側さんの説明と被っておりますので、省略させていただきます。

次、賃金動向でございます。

青森県の初任給ということで、青森県経営者協会が、7 年 3 月、新規学卒者の初任給見込み調査というふうなことで実施しております。

それによりますと、昨年と今年で比較可能な 54 社の学歴別初任給平均額でございますけれども、高校卒につきましては、176,761 円というふうなことで、前年 6 月、3 月卒比、前年調査に比べまして、金額で 8,405 円、増減率 4.99% というふうなことでございます。増減率が 4.99% アップ。

短大卒につきましては、185,611 円、前年に比べまして 12,425 円、7.17% のアップでございます。

大学卒につきましては、208,159 円、これも前年に比べまして 8,357 円、増減率 4.18% というふうなことで、それぞれ上昇しているところでございます。

次に、春季労使交渉妥結状況でございます。これは、労働側の皆さんも、ご案内のとおりでございますけれども、経団連の大手企業業種別回答状況というふうなことで、これは、中間発表で 5 月時点でございますけれども、アップ率が、5.38% というふうなことで、ほぼ前年と同じような数字となっております。

次に、同じ経団連でございますけれども、中小企業の業種別回答状況でございます。

これにつきましては、アップ率が 4.35% というふうなことでございまして、前年に比べましてアップ率で 0.43 ポイントのプラスというふうなことでございます。

その次、青森県経営者協会の収支の賃金交渉、要求妥結状況、これは7月11日時点でございますけれども、その時点におきますと、前年同期でアップ率が3.56というふうなことでございます。

こういうふうな形で、それぞれ前年よりも今年の春闘につきましては、労働側さん御案内のとおり、賃金率がアップしているということでございます。

次でございます。

最低賃金に関する要望ということで、これが、使用者側といいますか、中小企業4団体が4月に、これは国の方に要望した内容でございまして、これは、全国の中小企業共通の想いというふうに捉えていただいて結構だと思いますので、ここについては、少し丁寧に読ませていただきたいと思います。

前段としまして、実質賃金の上昇を実現し、日本経済を再び安定的な経営成長軌道に乗せるためには、雇用の約7割、三大都市圏を除くと約9割、青森県も9割でございますけれども、を支える中小企業・小規模事業者の自発的、持続的な賃上げが不可欠であります。

深刻な人手不足と物価高騰を背景に中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいるところでございますけれども、業績改善を伴わない、いわゆる防衛的な賃上げの割合は、依然として高く、賃上げ疲れとの声も聞かれております。

加えて、今般の米国の関税措置による受注減など、中小企業・小規模事業者の経営の影響も懸念されます。

こうした中、最低賃金は、2年連続で大幅な賃上げとなり、中小企業・小規模事業者の経営に厳しい影響を与えております。

また、政府が新たに掲げる2020年代中に全国加重平均1,500円との目標につきましても、対応は極めて困難であり、設備投資や他の従業員の賃金抑制、更には収益悪化による廃業、休業も検討せざるを得ないなどの厳しい声が寄せられています。

法定三要素、生計費、賃金、企業の支払い能力のうち、生計費、物価でございますけれども、と賃金の上昇が続く中、ある程度の引き上げは必要と考えますが、企業の経営実態を踏まえない引き上げは、地方の産業、生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与え、地方創生の実現に支障を生じかねない。そうした認識の下、2025年度の中央、地方における最低賃金審議にあたり、政府に対し、下記の内容を要望する。というふうに行っているところでございます。

何点か項目がございまして、順に説明させていただきます。

1、最低賃金に関する政府方針を示す場合には、中小企業・小規模事業者を含む労使等参加の場での議論をというふうなことでございまして、政府が経済財政運営の大きな方針を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しません。しかしながら、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め、強制力をもって適用するものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは、適切ではありません。

また、政府方針の検討に当たっては、中小企業・小規模事業者を含む労使双方の代表が参加する場で、経済情勢や企業の経営状況を十分に踏まえて議論すべきである。

2つ目、法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠の下、納得感のある審議決定をというふうなことでございます。

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータをもとに審議を重ね、各種統計を参照する形で、目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきました。

こうした取組が継続され、中央はもとより、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求めます。

地方最低賃金審議会、以下、地審でございますけれども、地賃においては、中央が示す目安額や隣県との格差を過度に意識し、地域の経済実態を踏まえた議論がなされていないとの声も多く聞かれています。実態を踏まえない最低賃金の引き上げは、設備投資や全体の賃上げ抑制、雇用の喪失等に繋がり、地域経済の低迷を招く可能性も懸念されます。

政府においては、各都道府県の労働局を通じ、地審におけるデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの明示提供などにより、審議していただきたいというふうなことでございます。

3でございます。

中小企業・小規模事業者が自発的、持続的に賃上げできる環境整備の推進をということでございます。

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7割から8割と高いことに加えまして、エネルギーコストや人件費など、コスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資は乏しい状況です。

自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要があります。政府は、最低賃金引上げに対する主な支援策である業務改善助成金や賃上げ促進税制のほか、小規模事業者経営改善資金の賃上げの貸付特例制度をはじめ、補助金、助成金など、あらゆる政策を総動員して、生産性向上を伴う賃上げの取組を後押しする支援策の拡充を図っていただきたい。

とりわけ人手不足が顕著に厳しい産業分野への重点的な支援を措置されたい。

また、パートナーシップ構築宣言の拡大とともに、内閣官房と公正取引委員会が連名で公表した、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底、中小企業組合による団体協約、組合協約を活用した取引条件の改善など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組により、中小企業・小規模事業者が自発的、持続的に賃上げできる環境を整備していただきたい。

併せて、良い物やサービスには、適正な値が付くという考え方を、消費者を含め、社会で広く共有すべく、周知・啓発に取り組んでいただきたい。

4つ目でございます。

中小企業・小規模事業者の人手不足に繋がる年収の壁問題の解消というふうなことでございます。

ここは、制度の問題でございますので、省略しますが、下線の部分でございます。年収の壁を意識した就労調整を行うケースが増え、中小企業・小規模事業者の人手不足に拍車をかける結果となっているというふうなことでございまして、年収の壁を意識しない働き方の支援施策について、強化、拡充を図って欲しいというふうなことでございます。

5でございます。

改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保ということでございます。

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地賃での改定決定後、ほとんどの都道府県で、10月1日前後の発効するプロセスとなっております。最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は、2か月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担だというふうな声が聞こえてきております。

また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要であります。

こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により、全国的に年はじめ、

または年度はじめの発効をするべきであるというふうにしてございます。

6つ目でございます。

業種別に定める最低賃金制度の適正な運用ということで、特定最賃については、後の審議になりますので省略しますけども、下線部分だけ。

特定最低賃金につきましては、現下の地域経済や雇用を踏まえた特定最低賃金の運用を検討して、その運用や在り方について、各地域の労使によるイニシアチブに基づく議論を促すべきであるというふうにご意見を述べているところでございます。

以上が、中央における中小企業4団体の国、県に対する要望であります。

次、本年度、2025年度の金額審議に向けてということでございます。

政府としては、経済財政運営と改革の基本方針2025、いわゆる骨太の方針を、6月13日に閣議決定しております。その中で2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施するいうふうに行っているところでございます。

近年の最低賃金につきましては、政府の引き上げ方針への配慮を強く求められております。コロナの影響で現行水準を維持することが適当とされた令和2年度を除きまして、令和元年から昨年、6年度までにかけて、名目GDP成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大きく上回る大幅な賃金が行われております。中小企業4団体による最低賃金に関する政府への要望にもありますとおり、多くの中小企業、小規模事業者から経営実態を十分考慮した審議が行われていないのではないかとというふうな声が聞かれてきております。

GDPの成長率でございますけども、書いてあるとおりでございますして、平成28年から令和6年まで、10年近くでございますけれども、実質GDPはほぼ伸びがなく、平成28年が542兆円、令和6年が558兆円ということで、3%ぐらいの伸びに10年近くでほぼ達成というふうな状況でございます。政策的な様々な問題があって、こういう状況になっているのかなというふうなこと。

そして、賃上げ率でございます。

全国ということで、最低賃金と賃上げ率の推移は、以下の表のとおりですというふうなことで、これもご案内のとおりでございますけれども、最低賃金の上昇率といわゆる厚労省で調査した第4表それから、経団連の中小企業の賃上げ率、連合の集計の賃上げ率、これの比較をしますと、最低賃金というのは、それに比較して大きく上がっているというふうなところでございます。

厚生労働省の最低賃金基礎調査に基づきますと、本県の影響率、いただいた資料のとおりでございますけれども、令和6年度の影響率30.6%、全国最上位にございます。過去最高と思われる全国平均の影響率が23.2%でありますけども、それとの差が7.4ポイントとなっております。

その前の年、令和5年度の差は3.1ポイントでございましたので、5年度から6年度にかけて全国平均と青森県との差が4.3ポイント拡大しているというふうなことでございます。

賃金分布に関する資料もいただいておりますけれども、今年も最低賃金近傍に多くの労働者が張り付いております。経済成長や業績改善が伴わない中での最低賃金の大幅に引き上げが、本県中小企業の事業の継続、雇用の維持に与える影響が極めて大きいというふうに思っております。

そして、4ということで、また、生産性に関してでございます。

これも例年お話をさせていただいておりますけども、日本銀行青森支店が、データとしては古いんですけれども、2019年に発表しました青森県における労働生産性の現状と課題、これによりますと、労働生産性の水準は、全都道府県中36位というふうなことで、低い位置にございます。これがずっと続いております。

なお、経常利益の水準は、全国対比、低位にございまして、労働生産性の低さ、言い換えますと、一人当たりの付加価値額、粗利の低さが影響している可能性があるというふうになっているところがございます。

日本銀行青森支店によりますと、本県企業の近年の売上高、経常利益率は非常に低く、全国の4割から5割程度。中小企業同士に限っても、全国比6割から7割程度というふうなことで、残念ながら、非常に低い状況でございます。

これにつきましては、下の方に書いておりますけども、以前から本県企業の売上高、経常利益率は、相当低位にあります。労働生産性の向上には、企業個々の経営努力だけではなく、価格を上げやすい産業経済構造への転換という、本県全体として、長年にわたる、ここ数十年にわたる大きな課題があるということについて、改めてご認識をいただければ助かります。

5の日本商工会議所が昨年2月に実施した調査では、最低賃金引上げの直接的影響を受けた、最賃を下回ったため、賃金を引き上げた中小企業の割合は38.3%というふうになっております。

2024年度の最低賃金改定に対する考えは、引き下げるべきと現状の金額を維持すべきとの根拠が41.7%というふうなことで、前回に比べて8ポイント増加しているというふうなことで、中小企業の負担感が増しているというふうなところが昨年2月の調査でございます。

そして、今年2月の調査でございますけれども、最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円の新たな政府の目標について、地方小規模企業の4社に1社が対応不可能というふうに発表しております。

2025年度より7.3%、平均値になりますけれども、前年比7.3%引き上げとなりますと、地方小規模企業の約2割が休廃業を検討するというふうに回答しているところがございます。

6 ここ数年にわたって行われている中小企業の実態から離れた、我々使用者側の立場からしますと、納得のない中央最低審議会の公益見解、これを考慮した最低賃金の審議が今後も続くこととなりますと、特に経営資源の乏しい小規模事業者をはじめ、多くの中小企業が、人件費のさらなる負担を強いられ、生産性向上のための整備投資資金の確保や後継者の不足問題等々相まって、事業の継続や企業の存続が脅かされ、雇用維持や地域経済に深刻な影響が及ぶことが懸念されます。

7 政府が標榜します経済の好循環を軌道に乗せていくためには、経済原理に基づく労働者の賃金の源泉となる事業収益の向上に向けた取組が優先されるべきであります。労使による賃金交渉等を通じて、各事業所等の行政も踏まえた労使合意による適切な給与水準が安定的、継続的に向上することが肝要であります。

一方、最低賃金は、労働者、生活者のセーフティネット保障として、法の基づき全ての企業に強制力を持って適用されます。両者は、根本が異なるものでありまして、最低賃金制度を賃上げ実現の政策的手段として用いることは、適切ではないと考えます。

8、当審議に当たりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急避難的に受けた、いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格的に始まっております。加えて、急激な原材料等の高騰高止まり、人手不足、労務費の上昇等の影響を受けながら、価格転嫁もなかなかままならない本県中小企業・小規模事業者の厳しい状況、他都道府県に先んじて急速に進む人口減少、少子高齢化、そして、コスト増による、いわゆる諦め廃業の増加も懸念される地域経済の厳しい状況などの現実を踏まえ、納得感のある水準で決定されるべきと考えます。

よって、今年度は、ここ暫く、通常の実業の賃金支払い能力が十分には考慮されず、あくまで参考であり、地審の審議を拘束しないとされる目安額が重視され、その結果、消費者物価の上昇やGDP成長率を大幅に超える最賃の上昇が行われた影響や、企業物価の高騰、高止まりに加え、社会保険料

の適用拡大等による経営コストの増大など、深刻な影響を受けながらも、人口減少が進み、社会が減少する地域に暮らす人々の雇用の場を守り、地域経済を変える、支える本県中小・小規模企業等の事業継続、これを第一に客観的データ等に基づき、適切な賃上げ水準となるよう、審議に臨んでいきたいと考えております。

また、近年における最低賃金の大幅引き上げにより、影響を受ける労働者が増え、中でも本県は全国で最も高いレベルにある中で、一昨年がご案内のとおり、24.7%、昨年の賃上げの影響率が、30.6%ということで、これにつかまして、各企業が2か月程度で対応せざるを得ないということでありまして、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁もなかなか現実的には容易でないことから、中小企業4団体の要望にもありますとおり、原資の確保に向けた取組に十分な準備期間を確保することができるよう、年はじめ、または年度はじめの発効とするなど、発効時期の見直しについて、是非、検討していただきたいと考えております。

最後でございますけれども、更に地方審から国に対してというふうなことでございます。

地域の中小企業、小規模事業者が、賃上げ原資を確保するため、生産性向上や価格転嫁をはじめとする実効性ある各種支援策の策定、拡充及び速やかな実行を要望いたします。

そして、その他に骨太の方針等で明示されました地方審で中央審の目安額を上回った県には、重点的に支援するなど、最低賃金法に基づく、真摯に議論されるべき地方審の、いわば形骸化に繋がりがねない政策誘導というふうなものを改めるよう、地審としても要望すべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

そうしますと、労働者側からは金額の提示 102 円という提示がございましたが、使用者側からは、今日の段階では、金額提示は。

(小山田委員)

労働者側の方でお示ししていただいたので、事前に準備していませんでしたけれども、金額は示したいと思います。

労働局からいろいろ、色んな資料をいただきまして、その中で令和7年賃金改定状況調査結果第4表をお示しいただきましたけれども、その中の第4表に一般労働者及びパートタイム労働者の産業系、Cランクでございますけれども、賃金の対前年上昇率が3.0%という数字に捉えておりますので、これを採用させていただきまして、現行の953円に3.0%を掛けますと、28.59円ということで、端数を切り上げまして、使用者側としては、29円を本日提示させていただきたいと思います。

(石岡部会長)

ありがとうございました。それでは、労使双方から基本的な御意見を伺ったわけですが、それぞれの見解に対しまして、何か質問等はございませんか。どうぞ。

(秋田谷委員)

今、使用者の方からデータでお示しをいただきました5ページの初任給の関係で、もし分かればでいいんですけども、アの高卒とウの大卒が、それぞれ4.99と4.18%で、4%台だったということで、イの短大だけが7.17ということで、非常に高い数字になっているので、もし、この高くなった

要因なんか分かれば、教えていただきたいなと思います。

(小山田委員)

手元に資料はございませんけれども、サンプル数の問題もあろうかと思います。短大卒ということになってきますと、高卒、大学卒に比べて、人数的にどうかというところもありますし、毎年、短大卒を採られる企業というのも限られてきますし。同じ短大卒でも、専門性を持ったという前提の中で採用される者と、そうでない状況の中で採用される者、様々要因がございます。そこは、その数字そのものがどうこうということではなく、こういう数字が結果的に出ているというふうなところ以上の認識といいますか、ものは現実に思っていますので、それでご理解いただければ。

(秋田谷委員)

はい、分かりました。今日は、金額提示はないのかなと思ひまして、最後に口頭でおっしゃっていただいて、ありがとうございました。

(小山田委員)

そちらも金額を出していただきましたので、我々も出せるものは十分できていなかったんですけども、出させていただきました。

(秋田谷委員)

ありがとうございます。

(中野委員)

私から、よろしいですか。資料の 11 ページ目のところだったんですけども。中段の方にありますゼロゼロ融資の返済が本格的に、これ、全国的にも始まってらっしゃると思いますけども。本県における、いわゆる融資を受けてらっしゃる事業者数とか、どの程度あるものなのか、もし分かれば。

(小山田委員)

結論的には、分かりません。相当の数の企業さんが利用したはずでございます。

そういう中で民間調査機関でも倒産の原因の 1 つとして、ゼロゼロ融資の返済がうんぬんというところで、そこのボリュームは、一定のボリュームがあるというふうなことで、これはコメントしておりますので。私も個人的見解としては、県内でも相当、利用されていると思います。これは、日本金融公庫が中心になって、相当数使っていると思います。

(中野委員)

分かりました。

(小山田委員)

すみません、日本金融公庫だけじゃなくて県でも、相当頑張って、融資を頑張っていたというところですよ。

(石岡部会長)

他にはございませんか。ちょっと私から。労働者側の資料の 14 ページで、配付資料の最低賃金と平均賃金との割合という話なんですけど。

(秋田谷委員)

そうです。

(石岡部会長)

これは、青森が東京と並んで全国最下位ということは、要するに平均賃金よりも最低賃金はずっと低いということでしょう。

(秋田谷委員)

そういう解釈でよろしいかと思います。

(石岡部会長)

それ、正しいんですか。

(秋田谷委員)

そういうことも言われるかと思ひまして、この表については、厚生労働省の公表している調査により、内閣府公表の資料かな、それをそのままコピーし、貼付けしたもので、私が作ったものではないので。これ、3つの表がありまして、一般労働者と最低賃金を比較したもの。そして、これは、パート労働者。非正規とか、そういうものを加えた表と3つあるはずなんです。ホームページの方でご確認をいただいた方がいいのかなと思います。

東京は理解できますよね。東京は、基本的に募集する賃金そのものが高いいので、最低賃金が高いいとしても、比率的には低くなることになります。

(石岡部会長)

何となく、今まで見ている、他の統計とかからすると、ちょっと何か違和感がある数字かなっていう感じがしました。あと、他には何か御質問等ありませんか。はい、どうぞ。

(森宏之委員)

使用者側の3ページの本県企業の現状の②の民間調査機関が7月2日に発行した2025年度上半期の県内企業倒産で、この民間調査機関というのは、どちらでございませうかね。

(小山田委員)

よろしいですか。東京商工リサーチです。

(森宏之委員)

東京商工リサーチですか。労働者側のお示しいただいた資料の9ページの表の商工リサーチのこれも最低賃金引き上げ率と倒産件数の推移とございますが、これも確か。

(秋田谷委員)

これ、私共が出したのは、2024 年度の倒産件数でして、使用者から出していただいたのが 2025 年の上半期なので、対象期間が違うことになります。

(森宏之委員)

多分、時期が違うので、同じ調査でも数字が違っていたのかなと思ったんですが、一応、念のために確認させていただきました。

あと、労働者側からお示しいただきました 20 ページの労働者の生計費、消費者物価指数の推移で、東京と青森市の消費者物価対前年比上年上昇率の推移で、青森市が 4.1%とお示しいただいております。この数字、主な要因というのは、上の枠の中に書いているような食料品とか光熱費など、生活必需品の値上がりということなんでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

要するに、東京よりも消費者物価指数は、青森、高くなっていますと。通常、一般的には、青森よりも東京の方が、物価が高い。ところが、このお示しした資料は、東京よりも青森、高いですよ。ですから、正確な原因は分からないんですけども、こういうことが原因じゃないでしょうかということが、もしお考えの中にあるんだったら教えていただければ。

直接これ、データを集められたお立場じゃないから原因が明確に「これです」っていうふうにお示しできなくても、「どう考えてらっしゃいますか」という御意見を。

(秋田谷委員)

この消費者物価指数の数値については、第 1 回の最低賃金審議会の別冊の消費者物価指数の推移、47 ページにあるものを、下の方に記載しておりますけども、そこからの数字をグラフに落としたものということでございます。

(森宏之委員)

この資料をですか。

(秋田谷委員)

そうです。上昇の原因といいますか、食料品とか光熱費など、生活の必需品というか、日本の全体感の物価上昇とか、消費者物価指標なんかを見ても、それが主な原因、それがほとんどの要因であるというふうなことから、これを持ってきたというふうなことで。青森と東京が逆転をしたという、その要因分析までではなくて、全体感としての考え方を記載をしたということでございます。

すみません、明確な答えになっていなくて。

(森宏之委員)

資料の出どころを示していただければ。

先ほど申し上げましたように、直接お知らせになったわけじゃないから、これこれですっていう、ただ、最初にお尋ねしたように東京よりも青森の方が高いって、普通に「どうしてかな？」と。そうすると、お示しになったところは、「どう考えてらっしゃいますか？」って、その程度です。

(秋田谷委員)

ちなみに、個別に表があるんですけども。29 ページに、私共の方で出しているリビングウェイジという表、これは、A ランクの上の 4 つの県と、あと C ランクを比較した、間を抜いた表なんですけ

れども。この中で見ていただくと、Aランクの東京の一番右の表になります。地域物価指数の居住費というのが127.8%。東京の一番の値上がりというのは、いわゆるマンションであつたりとか、居住費に関わる部分の値上げが高いというのが、これは、基本的に調査した数値の中で出されているものです。おそらく東京の物価高騰は、やはり地価の高騰、マンションとか、そういうものの影響というのが非常に大きいのかなというふうに感じております。

(森宏之委員)

消費者物価指数にやっぱり、地価とかカウントされているということでしょうか。

(秋田谷委員)

持ち家の帰属分は、確か除外されているはずなんですけども。

消費者物価指数は、ちょっとお時間をいただいて。

(森宏之委員)

もし入っていれば。

(事務局 賃金室長)

入っていないはずです。

(森宏之委員)

入っていれば、やっぱり昨今のニュースなんかでも、投機的に東京の地価が上がっていて、億、払わないと東京の都内のマンションに住めないとか。だから、上昇率がかなり急なはずなので、多分、入っていないとは思いますが。これも、私も、すみません、今、初めて御指摘いただいて、その場でもじっていただけなので、確認しなきゃいけないと思います。

(菅委員)

ちょっとよろしいですか。

(石岡部会長)

どうぞ。

(菅委員)

公益の見解、昨日もらった資料、もしあればなんですけど。8ページに消費者物価指数のことが書いておりまして、その上で消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く場合の対前年上昇率は、Aランクで3.8、Bランクで3.9、Cランクで4.1%となっておりという。だから、Cが高い傾向が出ている。青森に限らず。

(森宏之委員)

入れちゃうとおかしいんですものね、消費者物価指数って。そうすると、やっぱりCランクの方が物価上昇率高い。しかも、青森でなくても全国的に

(石岡部会長)

労働者側の資料の20ページのところに、2025年の1月から3月、これはやっぱり青森の冬期間を普通に考えれば、やっぱり灯油とか暖房費とか、そういうものの上昇率は、統計よりは青森が高かったということなんじゃないかなって感じがしますけど。

(森宏之委員)

数値的には、これ、間違いはないだろうと思いますけど。原因までは、調査した機関でないの。

(石岡部会長)

ほかに何か質問、ありませんか。それでは、双方のご意見をいただきまして、労働者側が、政府方針への配慮というのを強く打ち出すっていうんだから、世の中、変わったものだと思いますけれど、生計費、物価高、それから春闘の実績等、そういうのを踏まえてご主張されていると。

それに対して、使用者側は、そうは言っても、やはり賃上げ、最低賃金を政策的な目的に使うんだったら、政策的な政府の方針に対する批判、それからやはり、地域の中小零細の企業に対する実態が十分反映されていないと、主にそういったところからのご批判、このように受け止めました。いずれにしても、これから目安は目安として、地審は地審としての審議をして、できるだけお互いに納得感がいくような形での議論を進めていきたいと考えております。それで、ビデオはどうしますか？

(事務局)

ちょっとやってみます。

(石岡部会長)

ビデオって、大体何分ぐらいですか。

(事務局)

15分ぐらいです。

(石岡部会長)

そうしたら、今日、できるのであればやってしまいましょう。その方がいいですね。

(事務局)

音声聞こえれば大丈夫だと思いますけど。(再生するも音声が出ない)

(石岡部会長)

じゃ、今日は止めます。止めておきますか。分かりました。それでは、他に今日の段階で何か、今日お話しておきたいこととかございませんか。どうぞ。

(菅委員)

1つだけ、事務局に確認なんですが、賃金改定状況調査結果って、第4表で採用してもらっているんですが、これ、A、B、Cランクごとに数値が出ていて、Cというのが、当県も含めて十数県ありますよね。当然、そのデータベースには、青森県の数字を積み上げた結果がCであり、全部足したの

が、A、B、Cであるという理屈だと思うんですが。これを各県ごとに開示をすることはしないんでしょうか。

（事務局 賃金室長）

しないということで、確か厚生労働省の方から来ていたと思います。

（菅委員）

というのは、Cランクの中に青森県はあるのですが。その各地方審がある中で、各地域の実情を踏まえた上で審議するという大前提がある中で、そういうデータがあるのであれば、そういうCランクをまとめてじゃなくて、青森県のデータはこうなっていますよと、というのを示した方がよりベターな、実態に近い数値が分かるわけであって、今後、そういうことができないのかどうかというのを御検討をいただければと。

（事務局 賃金室長）

確か、指示がきていたかと思う。中賃の中でも全国のデータの個別な、都道府県別のデータをできるだけ出すと。出せないかという御要望も非常に多いということで、本省の方でも、いろいろそこら辺は対応をしかけているというところもあって、これはあるよとか。これは、もしかしたら言えば出すよという話だったら、今、はっきりしないので、もし可能であれば、明日でもお答えさせていただきたいと思います。私の方で確認させていただきます。

（菅委員）

各県の状況に応じた地方審議会、やるという上では、非常に良い材料なのかなと思うので、じゃないとCランクをまとめた議論とか、全国数値を使っちゃうと、あまり各県における審議会の意義というのが薄まっちゃうとか。

（事務局 賃金室長）

都道府県で出せないというのは、母数が少なくてばらけすぎちゃうというやつだったと思うんですよね。ある程度、まとめれば、それらしい数字になるけれども。都道府県まで細かくしてしまうと、デコボコして、信ぴょう性がという。確か、そんな感じの説明だったような気もしないこともない。今日、宿題とさせていただき、明日、お答えさせていただきます。

（石岡部会長）

それでは、また明日もございますので、明日は午前中からということですので、今日の審議はこの程度にして、また、明日双方から個別のお話を伺いたいと思っております。とりあえず、今日は、この程度でよろしいでしょうか。どうもお疲れ様でした。

（事務局 賃金室長）

明日は10時からということで、よろしくお願ひしたいと思います。